4　表示検査等	各防爆構造に共通して必要な表示内容及び取扱説明書に記載すべき事項について、ＩＥＣ60079―０に定める表示等に適合していることを目視等により確認する。 また、以下の防爆構造ごとに必要な表示内容及び取扱説明書に記載すべき事項について、それぞれ以下の表示等に適合していることを目視等により確認する。	各防爆構造に共通して必要な表示内容及び取扱説明書に記載すべき事項が、ＩＥＣ60079―０に適合していること。 警告表示及び注意表示が、日本語だけを用いる、又は日本語と外国語との併記とされていること。
	⑴耐圧　ＩＥＣ60079―１に定める表示等	ＩＥＣ60079―１に適合していること。
	⑵内圧　ＩＥＣ60079―２に定める表示等	ＩＥＣ60079―２に適合していること。
	⑶油入　ＩＥＣ60079―６に定める表示等	ＩＥＣ60079―６に適合していること。
	⑷安全増　ＩＥＣ60079―７に定める表示等	ＩＥＣ60079―７に適合していること。
	⑸本質安全　ＩＥＣ60079―11に定める表示等	ＩＥＣ60079―11に適合していること。
	⑹非点火　ＩＥＣ60079―15に定める表示等	ＩＥＣ60079―15に適合していること。
	⑺樹脂充てん　ＩＥＣ60079―18に定める表示等	ＩＥＣ60079―18に適合していること。
	⑻光放射　ＩＥＣ60079―28に定める表示等	ＩＥＣ60079―28に適合していること。
	⑼粉じん　ＩＥＣ60079―31に定める表示等	ＩＥＣ60079―31に適合していること。

別表第４　令第14条の２第４号に規定するクレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置の型式検定の方法

検定項目	検　定　の　方　法	判　定　基　準
1　書類審査	構造、機能等を、申請書等により確認する。	クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格（昭和47年労働省告示第81号。以下この表において「構造規格」という。）第１条から第６条までに適合していること。
2　外観検査	書類審査において確認した構造図及び回路図と現品を、目視、各部の寸法、電圧等を測定すること等により照合する。	構造図、回路図等と現品に差異がないこと。
3　動作試験	⑴　構造等を、材料試験機等を用いて、①及び②の試験により確認する。 ①　0.5キログラムの鋼球を300ミリメートルの高さから自然落下又は同等の外力を加え、正常に作動することを確認する。 ②　可動部分について500回繰り返し作動を行い、正常に作動することを確認する。	構造規格第２条の規定に適合していること。
	⑵　耐水試験装置を用い、日本産業規格Ｄ0203（自動車部品の耐湿及び耐水試験方法）の噴水試験Ｓ１又はこれと同等の試験で耐水性等を確認する。	構造規格第３条の規定に適合していること。
	⑶　衝撃試験装置及び振動試験装置を用い、振動機能試験、定点振動耐久試験及び衝撃試験により耐振性等を確認する。	構造規格第４条の規定に適合していること。
	⑷　電気式の過負荷防止装置にあっては、絶縁抵抗計等により絶縁効力等を確認する。	構造規格第５条の規定に適合していること。
4　実機試験	申請された過負荷防止装置をジブを有するクレーン又は移動式クレーン（申請装置に対応した機械。以下この表において「当該クレーン」という。）に取り付け、定格荷重表を参考に荷重を決定した荷をつって地切りし、徐々にジブを伏せていくことにより、当該クレーンの作動を自動的に停止させる機能又は警報を発する機能の作動精度、警報を発する場合はその音量等を確認する。 この動作は、同一荷重において、３回ずつ行う。	構造規格第１条の規定に適合していること。
5　表示検査	銘板の記載内容を確認する。	構造規格第６条の規定に適合していること。
備考	構造規格第７条に規定する適用除外の認定を受けた過負荷防止装置については、適用しないこととされた規定に関する検定の実施に代えて、適用除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。	

別表第５　令第14条の２第５号に規定する防じんマスクの型式検定の方法

検定項目	検　定　の　方　法	判　定　基　準
1　書類審査	構造、機能等を、申請書等（回路図を除く。以下この表から別表第７まで及び別表第10から別表第13までにおいて同じ。）により確認する。	防じんマスクの規格（昭和63年労働省告示第19号。以下この表において「構造規格」という。）第１条から第７条までの規定に適合していること。
2　外観検査	⑴　書類審査において確認した構造図と現品を目視、各部の寸法等を測定すること等により照合する。	構造図と現品に差異がないこと。
	⑵　防じんマスクの形状に応じた種類について、現品の目視及び申請書等の記載事項により確認する。	構造規格第１条、第４条及び第５条の規定に適合していること。
3　材料検査	⑴　人体の皮膚に障害を与えるおそれのない材料を使用していることを、申請書等の記載事項により確認する。	構造規格第２条の規定に適合していること。